

報道発表資料
平成27年2月17日
国土交通省
水管理・国土保全局砂防部
気象庁

平成27年2月17日13時46分頃の岩手県沖の地震に伴う 土砂災害警戒情報発表基準の暫定的な運用について

平成27年2月17日13時46分頃の岩手県沖の地震による地盤の緩みを考慮し、揺れの大きかった市町村については、土砂災害警戒情報の発表基準を引き下げて運用します。

平成27年2月17日13時46分頃の岩手県沖の地震により、青森県で震度5強を観測しました。

この地域では、地盤が脆弱になっている可能性が高いため、雨による土砂災害の危険性が通常より高いと考えられます。

このため、青森県のうち震度5強以上を観測した市町村については、当分の間、青森県砂防部局と青森地方気象台が共同で発表する土砂災害警戒情報の発表基準を通常基準より引き下げた暫定基準を設けて運用します。

対象県：青森県

暫定基準：通常基準の8割 暫定基準を設ける市町村：階上町

なお、引き続き地震後の降雨と土砂災害の関係を調査し、必要に応じて暫定基準を変更します。

< 本件に関する問い合わせ先 >

国土交通省水管理・国土保全局砂防部砂防計画課地震・火山砂防室

03-5253-8111(内線36151、36152)

気象庁予報部予報課気象防災推進室

03-3212-8341(内線3125)